

四国中央市地域公共交通活性化協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、四国中央市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(事務所の位置)

第2条 協議会の事務所は、四国中央市三島宮川4丁目6番55号四国中央市役所内に置く。

(目的)

第3条 協議会は、四国中央市デマンドタクシー運行事業(以下「運行事業」という。)の運営に関する協議並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「法」という。)に基づく計画等の推進に関する協議等を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 運行事業の運営に関すること。
- (2) 法に基づく計画等の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項

(組織)

第5条 協議会は次に掲げる委員(以下「委員」という。)をもって組織する。

- (1) 四国中央市長が指名する者
- (2) 関係する交通事業者等の代表
- (3) 市民の代表
- (4) 道路管理者が指名する者
- (5) 公安委員会の長が指名する者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市が必要と認める者

2 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監査員 2人

3 会長又は副会長及び監査員は、相互に兼ねることができない。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(役員を選任及び職務)

第7条 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 監査員は、第5条第1項に規定する委員のうちから会長が指名する。

5 監査員は、協議会の会計の監査を行い、当該監査の結果を会長に報告しなければならない。

(会議)

第8条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の全会一致で決することとする。ただし、議事が決しないときは、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決するものとする。

4 会議は、公開とする。ただし、協議会が公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認めるとき

は、非公開で行うことができる。

5 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(協議会の承認事項)

第9条 次に掲げる重要な事項は、協議会の承認を経なければならない。

- (1) 協議会の予算及び決算に関すること。
- (2) 規約の制定及び改廃に関すること。
- (3) 第4条に規定する事項に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、重要と認められる事項

(幹事会)

第10条 協議会は、協議会に提案する事項について協議又は調整をするため、必要に応じ幹事会を置くことができる。

(分科会)

第11条 協議会は、第4条に規定する事項について専門的な調査又は検討を行うため、必要に応じ分科会を置くことができる。

(事務局)

第12条 協議会に事務局を置く。

2 事務局に事務局長その他の職員を置き、会長がこれを任命する。

3 前2項に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会計年度)

第13条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(資金)

第14条 協議会の運営に要する資金は、負担金、補助金その他の収入をもって充てる。

(予算)

第15条 会長は、毎会計年度予算を調製し、協議会の承認を得なければならない。

(決算)

第16条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を調製し、監査員の審査に付さなければならない。

2 会長は、第7条第5項の規定により当該監査の報告があったときは、当該監査員の審査に付した決算について協議会の承認を得なければならない。

(財務に関する事項)

第17条 協議会の出納その他の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(謝礼)

第18条 協議会は、委員が会議に出席したときは、謝礼を予算の範囲内で支給することができる。

(協議会が解散した場合の措置)

第19条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを清算する。

(その他)

第20条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成21年6月26日から施行する。

(任期の特例)

2 協議会初年度の委員の任期は、第6条第1項の規定にかかわらず、平成22年8月19日までとする。

(会計年度の特例)

3 協議会の設立された日の属する年度の会計年度については、第13条の規定にかかわらず、当該設立された日から平成22年3月31日までとする。

附 則(平成25年3月25日議決)

(施行期日)

この規約は、平成25年3月25日から施行する。